

民法改正前

瑕疵担保責任



買主の権利

契約解除権
損害賠償請求権



改正前570条（売主の瑕疵担保責任）
売買の目的物に隠れた瑕疵があったときは、第566条の規定を準用する。ただし、強制競売の場合は、この限りでない。

民法改正後

契約不適合責任



買主の権利

追完請求権
代金減額請求権
契約解除権
損害賠償請求権



改正後562条（買主の追完請求権）
引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、買主は、売主に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。（以下、略）